

第十六回 参議院厚生委員会會議録第十四号

昭和二十八年七月十三日(月曜日)午後二時一分開会

委員の異動

七月十日委員西岡ハル君辞任につき、その補欠として泉山三六君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 堂森 芳夫君  
理事 常岡 一郎君  
藤原 道子君

委員 神原 亨君  
高野 一夫君  
谷口弥三郎君  
横山 フタ君  
林 了君  
廣瀬 久忠君  
湯山 勇君  
山下 義信君  
有馬 英一君

國務大臣

厚生大臣 山縣 勝見君

政府委員

厚生省公衆衛生局長 山口 正義君  
厚生省医務局長 曾田 長宗君  
厚生省医務局次長 高田 浩運君

事務局側

常任委員 草間 弘司君  
会専門員 多田 仁己君  
会専門員 仁己君

参考人

東京都庁 衛生局長 与謝野 光君

本日の會議に付した事件  
○らい予防法案(内閣提出・衆議院送付)

○委員長(堂森芳夫君) 只今から厚生委員会を開会いたします。らい予防法案を議題といたします。本日は本法案に關連いたしました、東京都衛生局長与謝野光君の御出席を願っております。先ず今回らい予防法案に關して、七月一日から国会にデモを行いましたら、患者に対する東京都としてとられた衛生対策について一応御意見を伺いたいと思存いたします。

○参考人(与謝野光君) 只今御紹介にあずかりました東京都衛生局長の与謝野でございます。委員長のお話によりまして、今回の多摩全生園らしい患者の国会への陳情に際しまして、東京都として参りました対策につきまして、条を追いまして申上げたいと思存いたします。東京都におきましては、今回らしい患者が国会へ陳情に参りましたことを厚生省を通じて知りましたのは、七月の二日でございます。二日の日に全生園の患者その他のらしい患者が国会へ陳情に来て、国会附近にとどまつておるといふ情報を聞きまして、この措置に關しまして、東京都では昨年十一月から部制を布きましたので、らい予防法の執行につきましては、衛生局長の手許で行なつて参りましたが、いろいろの観点から慎重を要すると思存いたしましたので、私を中心としたしまして、この対策を考へ

て参つた次第でございます。慎重に対策を考へて参つたゆえんは、従来、根本的に申上げますならば、らい患者の措置というものは、非常に慎重を要しませんと、この上ない不幸の状態にあります。患者に對しまして、荒々しい軽率な措置を講じたために、いろいろ不幸な事態が起つた事例がたくさん全園にございまして、らい患者の措置に對しては、第一にその観点から慎重を要すると思存いたします。そのほか今回のらい患者の問題につきまして、いろいろの観点から慎重に事に処して参りたいと思存いたします。第一には今回のらしい患者が国会へ陳情に参りました事態がどういふことによつて起きたかといふことと、全生園の自動車に乗つて、又先生も付され、或いは看護婦も付添つて見えたり。又全園の他の療養所からも相当数の患者が来たやうであります。外出の許可証を持つて参つております。このようなこともございまして、これらの患者に對しまして、東京都の対策として、例えば、らい予防法の三條を適用するかどうかといふ点についても、非常に慎重に、内部におきまして数回検討をいたしました次第でございます。次に三日の金曜日になりましたら、らい患者の国会附近に集まりました者の数が、漸次殖えて参つたやうにございまして、百五十名前後になつたやうに、情報といたしまして、厚生省から伺つたわけでありまして、又私どももいたし

ましたも、絶えず厚生省とその間連絡をとつて、情勢を見ておつたわけでございます。三日の夜になりましたら、私共から厚生省の幹部のかたとお会いをいたしました。いろいろ事情について御相談もいたしました。東京都の立場といたしましては、これらの患者が病院の入院患者でございまして、一定の秩序を保ちながら、国会その他必要な向きに對しまして陳情に來ているという事実に基きまして、第一的的には東京都といたしまして、できるだけ厚生省の医務局の責任においてこれらの患者の措置を圖られたら、東京都といたしましては、秩序を失ふやうなことがあつて、都内各所に出るとか、或いはその他社会に不安を与えるやうな態勢に出るやうな場合には、法の三條の適用も止むを得ないといふ立場におつたわけにございまして、同三日の夜におきましては、相当数の患者が集まつておつたのであります。東京都といたしましては、その日は、次の問題によりまして、実際に法の三條を執行することを見合せた次第であります。

第一には東京都に法を執行するだけの力があるかどうかといふこと、これは、東京都は終戦後多数の在宅の患者を収容をいたしましたので、帳面づらでは在宅の患者は一名と、今年になりましたら幾らか殖えて参りまして、本日現在でも八名に過ぎないといふやうなことであります。従つて、らい予防法に關係する職員といふものは、これは補助がないのであります。純地方の職

員であります。従つて、一名しか置いていない。一名の職員が専任でこのらいの仕事をやつておる。従つて、能力の点を一つ考へまして、次にはもう時間的にその時に措置をいたしました。その実力を持たなかつたといふことと、でございます。すでに申上げたやうに、一名の職員では足りませんので、その他の職員を動員すると思存いたしました。實際問題といたしまして時間的に無理がございまして、従つて四日の土曜日でございまして、この日には金曜日の晩に幹部を電報で招集をいたしまして、早朝から東京都の衛生局長におきまして四日の対策につきまして更に検討を加へまして、医務局長、或いは厚生省のかたの勸奨に應じないで不穩當な態勢になるやうであるならば、或いは秩序が亂れるやうであるならば、東京都といたしましては、条を適用しようといふ建前で衛生局職員を選ばしまして、一応法の執行に關して私が訓辭を授けまして、それから現場に赴かした次第でございます。なお法の三條の執行に當りましては、事故の起ることもございましてと思存いたしましたので、私を初め予防部長、予防課長等も全部現場に行つた次第でございます。併しながら私どもの考へていたしましては、できるだけ穏やかに話がついて、患者がそれ／＼施設に戻ること

ができるならば私どもが法を執行することはないのでございまして、絶えず厚生省と連絡をとりながら様子を見

たわけでありまして、又私どももいたし

たわけでありまして、又私どももいたし

たわけでありまして、又私どももいたし

たわけでありまして、又私どももいたし

ておつたわけでありまして、午後二時半頃になりまして、一応患者が医務局長の説得に依りて村山へ引揚げると厚生省の推名事務官から連絡がございました。その際に一名だけ連絡員を置いておいてほしい、というのには厚生省へ陳情に行つておる人がまだ話がかつてもらえないからという話でございました。従つて予防課長を一人残しましてあと引揚げた次第でございます。その後になりましてやはり話し合ひがまとまらなかつたようであります。その晩も相当数の患者が国会附近にたむろしたわけでございますが、一旦解散をいたしました関係もありまして、その晩は能力のないままに過ぎた次第でございます。次に五日の日曜、或いは月曜になりまして患者さんの駐屯しております数も減つたようでありまして、四十名前後でありまして、一応秩序を保つておられるようでありましたので、絶えず厚生省と連絡をとりながらその後の模様を見て参つた次第でございます。その後幸いに参議院の委員長さん初め、この委員会の皆様方の御説得によりまして全部の患者は全生園に帰りましたのであります。私どももいたしましたので、この機会に皆様方に深く感謝の意を表する次第でございます。なお東京都といつたしまして、患者の立廻りました先の病舎の汚染に対しまする問題でございますが、国会の面会所その他の施設につきましては、東京都の消毒所におきまして、完全に消毒を済ましてございまして、なお患者の人たちは自動車で宮城前の厚生省有のいわゆる固有の広場の特定の便所に行つたようでありまして、これも関係の向きで消毒が済んで

おります。又国会の議員宿舎の前の芝山の全生園の手で消毒が済んでおりますので、一応は汚染の虞れあつた場所の消毒は済んだものと考へておりまして、ただ東京都といつたしまして、多少遺憾に思ひますのは、今回多数の患者が、事情はとにかくといたしまして、東京都域に多数出て見えて、これがいづれも入園患者であつたという事実から、何らか厚生省の医務局において、これらの措置がなかく、むしろかきいであらうと思ひますけれども、事前に措置を講じて、東京都域に多数の患者が出没するよなことをいふような措置をとられなかつたのを非常に遺憾に思つております。この点が東京都として厚生省に対して多少遺憾に思つてゐる点でございます。

以上簡単でございますが、経過を御報告申上げた次第でございます。  
○委員長(堂森芳夫) 只今野野村衛生局長からの御陳述に對しまして、各委員から質疑がございまして、御答へを願ひたいと思ひます。ただ厚生大臣が衆議院のほうの三つの委員会に呼ばれておりますので、時間が非常にないさうでございます。厚生大臣に對しましてこの問題に關連しての質問がございましたらば、御発言願ひます。

○山下義信君 折角大臣が見えて、失礼でありますから、一つだけお尋ねしますが、一体このらい対策と申しますか、そつた上で私がつまびらかにしないので教へても頂く意味なんです、外郭団体というものが、藤風協会というらい予防協会がありますね、私つまびらかにしないのでありますが、先般中山委員が政府委員に貞明皇后の

記念事業として募金をしたのが、その総額はどうか、何をしたかというふうな意味の御質問があつたと思つております。詳細には記憶してないのでありますが、何でも当時教徳の金を集めた。それでこれは厚生省が実はありてい言へば主体をして、実際は、表面には言へませんけれども實際は厚生省に本部を持つて全局的に或る意味においては割當てて相當の募金をしたわけなんです。私が聞きたいと思ひますことは、その何をしたかというよりは、その寄附金を募集いたしましたそれに要した費用などが意外に多額を要しているのじやないかということなんです。この程度費用を募集関係と言いますか、事務費関係と言いますか、そういう費用を使つておりましたか。それでそういう協会がありまして、先般も大阪のほうで何か記念の会合等も催されたのであります。一体、このらい予防法という法を作りまして、それでこの法律の施行によつて、私は政府の案が完全であるか否かは別といたしまして、このらい予防法ができることによつて、これが施行されることによつて、運用されることによつて、私は大体らい対策というものが大体できるのじやないかと思つて、又できないければ、この予防法を作つたつて何にもならぬ程度あるか、このらい対策の上になんた本を寄贈したり、見舞をしたたり絵を寄贈したり音楽会を催したりするやうなことで、外郭団体、いわゆる民間の社会的な仕事の余地があるかないかということ、私がつまびらかと思ひます。それで殆んどまあ困るやうに地方公共団体の力を以てそうして完

全無欠且つ強力に予防であろうと治療であろうと福祉であろうとやらなければならぬと私も常識的に考へるのだけれど、民間の事業としてだけだけれど、民間の事業としてだけだけれど、この治療及び予防という上において介在して活躍する余地があるかないか、若し余地があるとするならば大いにこの種の仕事に對しての民間の団体の活動を当局として希望されるか、つまり新たにそういうふうな事業を目的とする民間社会事業団体のあることを歓迎せられるかどうかというふうなことにつきまして、このらい予防上の民間団体の介在活動する余地並びに予防法に關連いたしました民間団体の活動に依存しなければならぬ部分、そういうものがどの程度ありますかどうかというのを承わりたい。又厚生省の方針としてどういふ方針を持つておられるかということを一つ承わりたいのであります。従ひまして例へばそういう団体というものは、非常に重要だ、非常に必要だと、こう厚生省で考へられますならば、仮にこのらい予防法の法案を考へられるときに、それらの団体とどういふ御相談をなされたか、どういふ意見を徴せられたかといふような点を伺ひたい。これは委員会として、その種団体の代表者を参考人として我々としても呼びたいくらいには考へておるのであります。この法案の審議上民間事業との関連性といふものを厚生省としてどの程度考へているかといふことを承わらんと、例へば療養所内におきまして患者がいろいろ自主的な一つの会を持つておる。それでこの關係の団体というものにも對する厚生省の方針はたださる方面のか

たの奇麗な御厚意に基くさういふ趣旨のうらわしい団体だけは認めるが、その他はいろいろに考へておられるか、或いはさういふふうな微妙な關係もあつたので、私はこの際政府の最高方針というものを民間団体のらいに關係する民間団体のあり方というものに対する最高の御方針というものを承わつておきたい、こつと思つて。

○國務大臣(山縣勝見君) 只今お尋ねの点は藤風協会のお話でありまして、あの貞明皇后のあの募金の際には経費としては約二千万円でありまして、地方で募金をいたします際の事務費等の詳細のことは、御質問になれば局長等から御答弁になります。これらの協会がらい予防に對してどの程度のいわゆる協力をなす分野があるかどうかという問題であります。これはまだ……、この藤風協会そのものについて申し上げますれば、只今のところは主としてらい予防の思想普及に關する部面、或いは又らい患者の慰安に關する部面、或いは又らい患者の更生授産等に關する部面、或いは又らい治療に關する調査、研究の部面、こつといふやうなものに予算において使つておるやうなふうにも承知いたしております。併し今後私はらい予防に關しましては、今回の予防法に際しても考へさせられたことではあります。やはりらい予防その他に對する一般的認識或いは思想の普及といふものも相當にらい予防には必要であらうと思ひますので、外郭団体としてかやうな団体が相當活躍させるやうなふうにも政府も今後指導すべきじやないか。殊に患者の更生とか何かといふふうな面にもう少し藤風協会或いはその他の外郭団体の活動といふことも協力願ふ必要があるのじやないか、

たの奇麗な御厚意に基くさういふ趣旨のうらわしい団体だけは認めるが、その他はいろいろに考へておられるか、或いはさういふふうな微妙な關係もあつたので、私はこの際政府の最高方針というものを民間団体のらいに關係する民間団体のあり方というものに対する最高の御方針というものを承わつておきたい、こつと思つて。

○國務大臣(山縣勝見君) 只今お尋ねの点は藤風協会のお話でありまして、あの貞明皇后のあの募金の際には経費としては約二千万円でありまして、地方で募金をいたします際の事務費等の詳細のことは、御質問になれば局長等から御答弁になります。これらの協会がらい予防に對してどの程度のいわゆる協力をなす分野があるかどうかという問題であります。これはまだ……、この藤風協会そのものについて申し上げますれば、只今のところは主としてらい予防の思想普及に關する部面、或いは又らい患者の慰安に關する部面、或いは又らい患者の更生授産等に關する部面、或いは又らい治療に關する調査、研究の部面、こつといふやうなものに予算において使つておるやうなふうにも承知いたしております。併し今後私はらい予防に關しましては、今回の予防法に際しても考へさせられたことではあります。やはりらい予防その他に對する一般的認識或いは思想の普及といふものも相當にらい予防には必要であらうと思ひますので、外郭団体としてかやうな団体が相當活躍させるやうなふうにも政府も今後指導すべきじやないか。殊に患者の更生とか何かといふふうな面にもう少し藤風協会或いはその他の外郭団体の活動といふことも協力願ふ必要があるのじやないか、

こう思つております。なお単に藤風協会だけやなくて、その他のいろいろな団体、本当にまじめな気持ちで、予防等に当られる部分に對しましては、これは政府はもとより歓迎するところでありまして、やはりこれは政府の政策と申しましても、なか／＼予算上の関係等において万全を期したいのでありますから、こういうような外郭団体がやはり政府に協力して、そうして予防に對して一体となつて進むようにしたい、かように基本的には考へておる次第であります。

○委員長(堂森芳夫君) 他に御発言ございませぬか。与謝野衛生局長の御発言に對しまして御質疑がございましたら御発言願います。

○高野一夫君 参考人に二、三お尋ねしたいのですが、三条を適用することについて躊躇された一つの問題として外出の許可証を持つておつた、こういうふうなお話ですが、どういふ外出の許可証を持つておつたか、十分お調べになつたわけですか。

○参考人(与謝野光君) お答えいたします。外出許可証を持つてゐるというお話でございましたが、現物につきましては私も見ておりません。外出の許可証については厚生省の連絡といたしましては、一定の期間を定め、それから行先をきめて許可を出してゐるやうでございますが、病毒のいわゆる感染の有無、感染の虞れがあるかないかというところは記してないやうこととあります。従つて外出の許可証を持つてゐるということだけで法の三条を適用できないということではないのであります、外出を許可された

その者の中にも、病毒伝播の虞れある者さえも含んでゐるのではないかと私も考へます。

○高野一夫君 私の申上げたいことは、この外出許可証の、外出の目的を偽つてはしないかという懸念がある。そういう点について法の三条を適用することについて外出の許可証を持つておつたから適用することについて、一応考へ直した、三日の日で済か……というふうな説明があつたやうに私は聞いてメモをとつたのですけれども、そういう点については別に調べになつたわけではないのです。

○参考人(与謝野光君) お答えいたします。三条の適用のときには一人々々についてそれを調べる必要があると思ひましたので、三条の適用する前に外出許可証を一々点検するところまでは行かなかつた次第でございます。

○高野一夫君 三条を適用することについて一般の都民に不安を与えたり、それから秩序を乱すようなことがあれば、止むを得ず三条を適用しなければならぬかも知れんと、そういうふうな考へた。こういうお話でありました。あゝの事態は都民に不安を与えたり秩序を乱すというふうなことはお考へにならなかつたのですか。

○参考人(与謝野光君) お答えいたします。まだ重大なる段階ではないと思つておりました、いわゆる陳情に参りました人たちの参つたところは国会であります、東京都が勝手に出入りを許されないやうないわゆる固有の場所でもありません、それから立廻り先も非常に限定されておりましたし、自動車で往復をいたしておりましたし、ま

だ三条の適用の段階には間があるのではないかと、ふうに考へておつたわけでありませぬ。

○高野一夫君 厚生省側にお尋ねいたします。あのら、い療養所の所長の外出許可証を持つて出て来たということについてどういふ許可証であつたか、その点はお調べになつておりましたか。どなたか厚生省のかたに……。

○政府委員(曾田長宗君) 当日、当日と申しますか、最初の日にございませぬか、最初の日に御参りました場合に、他の療養所から多摩に来ておつたものもございませぬ、そのほかに多摩の収容患者もおつたわけでございます。多摩の患者はすべて許可証を持つておらなかつたはずであります。他の療養所から参つておられます者は、草津から来ておられます者を除いては殆んど全部外出許可証を、外出と言ひませぬか、一時略省の許可をもらつておられます。その行先地はそれ／＼指定してございませぬ。東京にはなつておられます。それから二週間のものとあつたはずでございます。草津から参りました患者は、これは園長が患者からいろいろと懇請されました、普通の交通機関を利用いたしましたは却つて公衆に危険が多いという判断から、草津のバスに乗せまして東京まで連れて来たというやうな措置になつておりました、許可証は持つておられません。

○高野一夫君 そうすると許可証を持つた者と、それから持たないで、許可を受けなくて脱出ですか、した者と両方あるわけですか。

○政府委員(曾田長宗君) このおの／＼自身は収容されております療養所から出て来たものとしましては許可を得ておる者と、得ておらない者とあるわけでございます。併しながら多摩の療養所に、これも正式に収容されたわけではないのでありますけれども、この患者が無統制に多摩の全生園の中に入つて宿泊をいたしました。こういうものが又市中に出て参つたわけでありまして、市中に出て来たという意味においては皆許可を得ておらないというふうな考へられるのであります。

なおついでに申上げさせて頂きますが、七月の三日に出て参りましたのは、患者たちが是非国会まで行きたいといふこと、園長は他に陳情の途があるからという理由でこれを極力阻止したのでありますけれども、患者の懇望を抑へることができずして、公衆衛生上の危害をむしろ最小にとどめるといふ改善の策としてバスを出して参つたわけでありませぬ。その際にはバスから患者が外に出ない、又指揮者の命令に厳格に従うという約束で出て参つたのであります。従つて一応はバスの中におられます限りにおいては、その本意であつた、ないは別として、園長が承知でこちらまで連れて参つたのであります。併しバスから出まして、又バスに乗つて府所を促がしましたにかかわらず、これを肯んじなかつたといふことは、飽くまでも無許可の行動であるといふやうに考へられるのであります。

○高野一夫君 そういふときにバスは療養所の延長になるのでしょうか。

○政府委員(曾田長宗君) バスの中におりまして、その統制に服しておられます限りにおいては、療養所の延長と考へられると存じます。

○高野一夫君 私はそれは少しおかし

いと思ひますが、まあそれでも結構です。ところで今外出の許可を受けな

いと思ひますが、まあそれでも結構です。ところで今外出の許可を受けな

○参考人(与謝野光君) 外出許可証を見ておられませんので、確定的なことは言えないと思ひます。併し厚生省の話では、これも一人々々見られたわけではな

○高野一夫君 そういふ点についてもつと突つこんで東京都の衛生局長と厚生省の間で突つこんだお話しがあつたのでしようか。ただ聞いたかどう

○参考人(与謝野光君) お答えいたします。問題は高野さんの御質問でございますが、厚生省と私どもの話し合ひをいたしましては、飽くまでこれは話し合ひで理解をさせて、成るべく自発的に

歸すことに努力してもらいたい。どうしても自発的に歸らない、而も行動が秩序を乱すという場合には、法の三案を適用しようという話合いがあつたわけでございます。その間には何らのあれはございません。

○高野一夫君 それではもう一つ、そうすると三案の適用についてあなたは躊躇された、その必要を認めながらできないというところは、結局彼らのやり方は一般国民には何も不安を与えなかつた、秩序を乱すところまで行つていなかつたと、こういうふうな東京都の衛生局長は判断をされた、こう理解してよろしいと思いませんか。

○参考人(与謝野光君) 結構でございます。○湯山勇君 私参考人にお尋ねいたしたいのですが、今回の問題についてはただ単に現象面を捉えて今からその対策を立てるといふ段階はもう過ぎたと思ひますので、そういう問題を通じて今回のこの法案にも、都道府県知事がやらなければならぬことが第七条、第八条、第九条ですね、そういう点で非常にたくさんある、思ふのです。そうしてこのことが実際はこの法案に対する反対の一つの大きな要素になつてゐる。で、今回のような問題を通じて参考人は都道府県知事がやること、或いは又やらなければならぬこと、そういうものの限界が只今のような状態でいいかどうか。それから今回の問題を通じて考へて見ても、都道府県知事のこれに介在する、或いはこれに責任を持つという範圍はこれでいいかどうか。今回の案でそういう点についてのことを今回の問題を一つの参考にしてからお述べ頂きたいと思ひます。

○参考人(与謝野光君) 法の何条でございますか。○湯山勇君 七、八、九、主として強制検診という言葉がいかに悪いかは別といたしまして、先ず検診に關することです。それから収容、そういうことが中心になると思ふのです。○参考人(与謝野光君) お答え申し上げます。私率直に申し上げまして、法の三案というものは余り今までのこの都道府県でも実際に適用になつた例がございません。東京都におきましても今回が初めてでございます。その執行の上において非常に慎重にいたしました。他のもう一つの理由はいわゆる病疫播種の恐れのある、患者だけに限つておつた事実、或いは環境上の判断をする余地がそこにあつたので、非常に執行に慎重を要する面がございます。併し今度の法案におきましては、その点が今の現状の法律に比べますと明確になつておりますので、私ももといたしましては、今度の法案のほうは地方庁としてはやはりいいのではないかと、こう考へております。

○湯山勇君 比較的な問題は別として、今後やはり相当あつたふうな収容所が整備して参りますと、団体行動というところもかなり出て来ると思ふわけですね。そういうことも考へなければならぬし、かたゞ、そうしなければ他の府県との間の連絡ということも考へなければならぬ。今おつしやいましたように、必ずしもその都府県に、例えば一名とか八名とか少数の未収容患者があるということもやなくて、どの府県にどういふふうな今のような大きな動きがあるかわからないような事態にあると思ふわけですね。そういう場合に

○参考人(与謝野光君) 今の御質問でございしますが、今回のようなことは予測しておりませんでしたが、今後の新しい法律の施行に際しまして、今御指摘のような大きな員数に及ぶようなら、患者の、或いは他府県からの移動であるとか、或いは集団行動等がありました場合の措置について、これはよほど今の地方の都道府県の実情では苦しみごとであることはお説の通りであります。

○山下義信君 最前承つておりましたのですが、ちよつとわかりかねる点がありますので、今の現行法の第三条ですね、この第三条を発動する段階でないから第三条の発動の適用はやらなかつたということですが、これを現行法でやるといふ場合はどういふやり方をするんですか。それで具体的な例はすぐこの間のそのデモのあれが非常に公衆の福祉上よろしいかわい動きになつて来るし、伝染の虞れもあるし、公衆衛生の見地を以て黙つておれんといふことになつたとき、仮定と言つても半分は現実ですが、ただあなたがたのほうは第三条で

○参考人(与謝野光君) 今のようなどの患者がどういふ意図でどういふところに行動するかということとはなかく、都道府県知事では調べにくいと思ふのです。今お話のように、だから仮に今度のような改正があつたとしても、私都道府県知事がこの問題に關して相当大きい責任を持つ、予防上の責任を持つということについては、なほ非常に困難な点が、多いんじゃないかといふことを私も心配をしておるんですが、その点如何でしょうか。

○参考人(与謝野光君) それは誰からでもよろしいと思ひます。○山下義信君 さつきあなた、参考人のお述べでは、厚生省から何らの連絡も十分でなかつたやうですが、東京都で申しますと、地方には厚生省がありませんから東京都の現実の例で言つて、厚生省とあなたとの関係は、そういう事態のときには事前の措置などについて不十分な点は今お述べになつた通りであります。厚生省も別に東京都だから厚生省があるんですけれども、何も關係ないんでしようか。

○参考人(与謝野光君) そうです。○山下義信君 あなたがたの独自のやりになるのですか。○参考人(与謝野光君) ええ。○山下義信君 どういふやり方をされますか。第三条の措置は。○参考人(与謝野光君) お答えいたします。第三条を実際に発動いたしましたときは、今回私も考へましたのは、現場に出向きまして当該職員を使いまして、口頭で先ず命ずるつもりでございました。別に三条につきましては書

○参考人(与謝野光君) 私どもが腕力を使つてでもやるつもりでございます。○山下義信君 どういふやり方をどうやるんですか。○参考人(与謝野光君) 私どもが腕力を使つてでもやるつもりでございます。○山下義信君 どういふやり方をどうやるんですか。○参考人(与謝野光君) 私どもが腕力を使つてでもやるつもりでございます。

○参考人(与謝野光君) 私どもが腕力を使つてでもやるつもりでございます。○山下義信君 どういふやり方をどうやるんですか。○参考人(与謝野光君) 私どもが腕力を使つてでもやるつもりでございます。

面、或いは書式形式のきめはございせんので、口頭でもいいのではないかと解しております。書面でもよろしいではないかと思ひます。今回は一応口頭で村山の伝染病院へ入れということ宣言するつもりでございました。それを聞かない場合に、力を以ちまして、車なり何なりに収容いたしました。村山に送り届けるというつもりでございました。

○参考人(与謝野光君) 私どもが腕力を使つてでもやるつもりでございます。○山下義信君 どういふやり方をどうやるんですか。○参考人(与謝野光君) 私どもが腕力を使つてでもやるつもりでございます。

どうなさるんでしようか、ああいう場合

○参考人(与謝野光君) お答えいたします。私も経験はございませんが、その決定的なことは申せませんが、そのときの決心は、私みずから先ず最初に出て行くつもりであります。自分の部下を傷つけたくありませんから、私を初め予防部長、予防課長が陣頭に立つて、どうしても聞かない場合には、私どもの力で、私が先ず患者さんを抱きかかえることをやらせませぬ。併しお説のごとく、当時は百五十人に対して十五人でございますから、全部を一遍に連れて行けませんので、何人かでも一応尋ねまして……。もう少し詳しく申上げますと、私どもの計画といたしましては、その患者さんは外出の証明書を持つていかどうかをよく見ます。次には患者にこういふことを尋ねることを申合したのでございます。あなた

がたは、らいの療養所へ帰る意思はないか、又いゆるらい患者入園患者の特権義務を放棄するか、そうすれば我々は浮浪らいということに判断をいたします。浮浪らいで伝染の虞れのある者に対して、三条を適用するという解釈で進むつもりであります。実際の問題といたしましては、私以下幹部が先頭に立ちまして、十五人でどれだけ捕えらるかわかりませんが、その中の捕えられるだけの人を捕えて送るつもりでございます。或いは多勢に無勢で私ども負けたかも知れませんが、やる決心でつた次第であります。

○山下義信君 私は今の段階では、やむを得ないでございまして、御答弁、御説明で済むのですが、恐らく明日来るかともわかりません。ですから送り届ける車の準備或いは係員の人、どれだけの

専門的な見地から、消毒医やその他を用意なさるのか、或いはいきなり捕えて兎や犬を容れるように容れるのか、わしは東京都の係の吏員であるということを納得させる、お前は何かかと言ふたらどういふ証明をするか。現行法での扱いだつたら、ただ単に机上の空論でなしに、明日来るかもわかりませんが、我々一時抑えておるが、明日来るか、明後日来るかもわからない。現行法の適用を聞くのですが、私実際やつたことがないということですか、やつておられないことを聞いて見ても想像でありまして、大体今のようないやり方をなさるものとして、今の政府の提出している法案では今度どうなりませうか、説明して下さい。都知事はそういう第三案のようなことをしなければならぬ場合は、今度の案ではどういふふうなやり方をなさるのですか。どこに変わるころがあるか、どう改善されるか、その扱ひ方、新しい法律はどうか、その要請しておるか、ということをお説明願いたい、違ひ目を

○政府委員(山口正義君) 実際の面におきましては、只今与謝野東京都衛生局長がお話になりましたように、現行法におきましても、勸奨、命令それから強制というのをやつて頂いていくわけでありまして、今度の法律におきましても、現行法では強制だけしか法の表に現れておりませんが、今度の法律では勸奨、命令、強制という三段階を法の上にはつきり現わしたのでありまして、どうしても言うことを聞かない者につきましては、只今与謝野局長の御説明になりましたような方法をとることになると思ひます。

○山下義信君 同じことじやないですか。今の現行法の第三条と、それから今度新しい法律ができたとしたらば、その都知事のやり方が、どこが違ふかということなんですがね。

○政府委員(山口正義君) やる内容は同じでございますが、それはつきり三段階に法に規定したという点でございます。

○山下義信君 そうすると三段階、これはどうしても通らなければならぬ三段階ですね。

○政府委員(山口正義君) 私どももたいしては、成るべく強制力を使わないうで、勸奨で入るようになりたいという考えでございます。ただ現行法でございませぬと、それがつきり明示してございませぬので、その当事者の考えによつては、直ちに強制力を発動するということも起り得ますので、そういうことのお起りませぬように、今回はつきり勸奨から始めるということをお説明願いたい、違ひ目を

○山下義信君 これは第六條の細部の、施行細則は別にお作りになるのですか、これは第六條法律だけで、六條の細則を作るというふうなことが書いてないが。

○政府委員(山口正義君) 六條に關しましての省令、即ち施行規則は現在考えておりませぬ。これは実際の行政指導になりますので、通知等によつてやりたい、そういうふうな考えております。

○山下義信君 それは法案の審議になりますからよろしう。例えはあゝいう所、勸奨を拒絶したというか、又その勸奨に應ずるか応じないというところは、どういふところまで、第二項に移るのには順序をとるのかという具体

的なことも何なければならぬが、これは法案の審議になりますからよろしうが、これは現行法では療養所の所長は患者を容れることができるんです、第三条の実際の行動は。

○政府委員(山口正義君) 療養所長でなしに、都道府県知事でございますので、療養所長はそういう権限はございません。

○山下義信君 ない。参考人に私伺いますんでね、今の多摩の全生園で、この間デモをやりました、職員の手が足りないで附近の都民のかたがた数十名に臨時に応援をして頂いておるといふ、与謝野局長御承知ですか、その状況。

○参考人(与謝野光君) 存じております。

○山下義信君 都民のかたが臨時に療養所の仕事などに雇われて、而もその数十名の者が出入をしておるといふようなことは、あなたのほうの衛生的な見地から万過ちのないように御注意なさらなければならぬと思ひますので、御承知ないんですか。

○参考人(与謝野光君) はあ。

○山下義信君 それではもう一つ最後に伺ひますが、今の多摩の全生園の位置ですね。東京都はどうです、現在の位置にあの療養所があり、あれは将来強化拡充しなければならぬと思ひますが、東京都におきましてはその位置等につきまして、昔は遠く離れて置かれた位置であつたかも知れませんが、あの位置等につきまして何か東京都でお考えがございませぬか、別に考へたことと、どういふところまで、第二項に移るのには順序をとるのかという具体

○参考人(与謝野光君) 別に考へたことと、どういふところまで、第二項に移るのには順序をとるのかという具体

はまだそれほど危険はないのじやないかと思ひます。将来はまだわかりませぬ。

○山下義信君 わかりました。

○湯山勇君 先ほど第三条を強制適用するといふ非常に悲壯な決心で執行されようといふようなお話で、ちよつとお尋ねしたいのですが、その場合にはやはり療養所まで送り届ける、こういう御決心であつたわけですね。

○参考人(与謝野光君) そうです。

○湯山勇君 今局長さんのお話では、すね、それが一応所長の見解としては、バスの中に入れればいい、バスの中は療養所の延長である、こういうふうな一応の御見解で御表明があつたわけですね。そして若し患者がおれば許可を得るに、それは医師局長さんも認めておることだといふことになつた場合、そういうことは御承知なかつたのですか。

○参考人(与謝野光君) お答えいたします。それはどういふわけでございます。バスの中に入つていられて静かにしていられる分においては三条を適用する考えはなかつたわけでございます。静かにバスに乗つて下されば三条は適用いたしません。私どものほうといたしましては、無秩序な状態になりまして、病毒をそこら辺に撒き散らす虞れがありました場合に、今の設問のように私どもは一応三条を適用いたしますが、連中が若しバスに自分から乗つたれば三条適用はやめませぬ。

○政府委員(曾田長宗君) 只今の点につきまして先ほど私御答弁申し上げましたことが間違ひであつたと思ひますので、一点訂正さして頂きたいと思ひます。バスに乗つて療養所外に出ますの

は明らかにバスによる外出でございまして、この園内におつたものとは明らかに違つて考えております。ただその危険の度合というものは、園内におりましたときと大差がないというふうに考えております。勿論これも誰をバスに乗せたか、重症患者であるか、軽症患者であるかというふうなことで違いますが、いずれにいたしましても、バスに乗つて外へ出たのは明らかに外出であるというふうには明らかに外から、訂正させて頂きます。

○湯山勇君 更に参考人にお尋ねいたしますが、外へ出ていた患者が中へ入るといふこととおとなしく入れば、それはバスの中に入れて勿論三条の執行はおやりにならないというふうな御意見だつたわけでございますが、それで入つて又今度出る、又言つたら入るといふことを繰返された場合は如何でしょうか。

○参考人(与謝野光君) そういふことで非常に社会に不安を与えまじたり、公衆衛生上危険な状態を繰返すような場合にはおのづから考えることがあると思ひます。

○湯山勇君 条件が非常に抽象的になると思ふのですけれども、例えばまあバスの中から降りて固まつておる、それだけの固まりを作つておる、そして又適當な勧誘があればすぐに入る、あの窮屈な中に入つておるのは大変ですから、又出て外の空気を吸うというふうな場合、これはどうでしょうか。

○参考人(与謝野光君) お答えいたします。バスの外だからすぐ三条というのじゃなくて、無秩序な行動に出るようなことがあるはずでございますから、車外に

降りたり、休んだりしたと思ひますけれども、それから東京市内を徘徊するとか、或いは不規則な、無統制な行動に出た場合に三条を適用すると……。

○湯山勇君 この場合には、ちゃんと固まつておりましたし、あの状態のままでは無統制な状態とはお認めにならないと解釈してよろしいでしょうか。

○参考人(与謝野光君) そうでございます。

○高野一夫君 ちよつと曾田さんにお伺ひしますが、先ほど私がお尋ねしたことに對してのお返事は、今お訂正になつたが、それでは厚生省と参考人にもう一つお尋ねいたしますが、この間と同じ、完全に同じ事態が起つたというふうな場合に、東京都側ではやはりこの前と同じ判定の下に手を携いておられるということになりますか、お考えは如何なんでしょうか。

○参考人(与謝野光君) お答えいたします。そういうことがあつてはならないわけでございますが、この前のように、一応秩序を保ちながら陳情に来るといふ状態でありますならば、我々は十分に厚生省と連絡をとつて監視をいたしております。これが無秩序になつてみたり、市内の相當広い所を歩き廻るといふような事態が起つて参りましたら、公衆衛生上放任できない事態になりました場合には三条を適用いたしまして、単に出で来た場合には三条を適用に適用いたさない考えでおります。

○高野一夫君 私もその一人だけれども、我々都民の一人としても、この間非常に不安な感じを持つて、又あれが決してその秩序を乱さないものだと思ひ、暑い夏でございますから、車外に

て、東京都の衛生局長は特別のお考えをお持ちであるということとは本日ばかりいたしたわけですが、この点についても東京都の衛生局側に何らかの措置をお願いするということ、殆んど希望が持てないということははつきりいたしました。そこで、然らば厚生省側が、この間と同じ事態が起つた場合にはどういふような措置をとりますか。仮にこの改正案がこのまま通過いたしましたところで、これは施行されるまでは現行法で行くと、まだそれは現行法で行かなければならぬ間にこの問題と完全に同じ事態がもう一度起つたと仮定した場合……。

○政府委員(山口正義君) 万一又患者が舎外に出て参りますと、その出方にもよると思ふのでありますが、その場合には私どもとしては、先般努力いたしましたように、再び秩序を保つて舎内に歸るように極力監視を努力をいたします。又、その際に、病毒の伝播することのないように、できるだけの注意をいたさなければならぬと、そういうふうに考えております。

○高野一夫君 然らば東京都の衛生局の協力も受けなくて、厚生省側でおやりになる。東京都のほうでは三条の適用はできないというふうな考え方でありますし、三条の適用ができれば後始末の消毒をすることが東京都の仕事というふうになり、先ほどの話を聞けばさうなるのですが、そういう説得、掃き、納得させるということについては極力厚生省は責任を持つておやりにならないければならぬことになるわけですが、そういうふうな解釈してよろしいでしょうか。

○政府委員(山口正義君) その際に

は、先般事前に東京都にいろいろ打合せまして、東京都の必要に応じて援助を、すぐ東京都に第三条を發動してもらう態勢になつたわけでございますが、勿論東京都と十分連絡しながら必要に応じて東京都の方でやつてもらふという態勢を整えてやりたいと、そういうふうな考えております。

○高野一夫君 どうも話がわからないのですが、これは非常に大事なことで、だから伺うので、非常にくだいようで誠に恐縮ですが、東京都がやり得るそういうふうな対策というものは、結局三条を發動ができるかできないかというところにある。それでこの前と同じような事態が起つた場合に三条を發動することは考えられないと衛生局長はおつしやつておる。そうするといふと、先ほどお申上げました通りに、後始末の消毒ぐらゐが衛生局の仕事といふことになるわけなんです。最後、又厚生省が乗出して鎮撫して歸つてもらふということにもなりかねないので、もつと何か方法をおとり願わなければ、衛生局としてはあゝいうふうなふうにおつしやるけれども、あれは衛生局長一人のお考えであつて、我々はさう考へない。これはもつと責任あるようなことをお考へ願ひたい。

○政府委員(山口正義君) 只今のお尋ねで、秩序を保つておるのかないか、或いは公衆衛生上危険があるかないかという解釈につきまして、更に私も東京都と具体的に折衝するつもりでございます。

○廣瀬久忠君 今日小委員会をこれから予定しておりますから、この程

度に願つておくことにして、私もちよつと当局にお願ひするのでありますが、先ほど来質問応答を伺つておつて実に私もわからないと思つております。研究が足らないと思つて、もう少し研究してもらわなければ困る。私はいろ／＼長く言ひませぬ。端的にお伺ひするのでありますが、要するに現行法の三条、今度の何条になりますか、同じような勧誘、命令、それから強制といふことがありますが、この強制のところまで行つて強制にしなさいやあらん、命令に應じなかつた、つまり違法状態が発生した、そういう場合に、東京都の今局長は自分たちが十五人で百五十人の人に向つてやつたと言つても、そんなことは不可能なことでは問題にならない。それから厚生省の当局の言ふことも一向わからないので、今度は勧誘をして命令をして、それから強制するのだといふことを繰返すに過ぎない。そんなことではこれは違法状態の発生したときにそんなことではどうなるのだと誰でも心配になります。私が端的に聞きますが、違法状態が発生したときは警察力を用いてでもやるのだという決心がないのですか、それをよく研究して返事して下さい。今でなくともよろしい、もつとはつきりした返事を、秩序の維持はこうやつてやるのだ、衛生の維持はこうやつてやるのだ、そういうことをがつちりやらなければこの法律というものは非常な問題を起す。又東京都においても、東京都の知事は都内の公衆衛生、都内の秩序維持ということについては誰がいつて来ようとも来まいと同じことですよ。みづから責任を持つて強力を持つてもやるのだといふのでなきやあ世の中の秩序の維持はできないじ

やないか。私は今までの質問応答を伺つておりましたも皆さん非常に御慮になつて、速廻しに伺つてゐるようだが、当局の御返事は甚だ不満であります。よく研究してがつちりした返事を聞きたいと思ひます。今日は私はこれです。

○山下義信君 私ちよつと尋ね落したことがあるのですが、一つだけお許し願ひたいのですが、衛生局長は第三条を発動したことはないとおつしやつておるのですが、発動の必要があつても第三条というものが不完全なのでどうも困つたといふこともないのでしょうか。つまり言い換へると、第三条発動の必要があると感ぜられたというようなケースもありませんか。

○参考人(与謝野光君) お答えいたします。非常に重要なポイントでございますが、今までも第三条の適用をしないで済まして参つたことは事実でございます。で、その間に三条を適用したほうが簡単に行つたんじゃないかといふ例があるかどうかということでございますが、三条の適用はできたら何でもやれた例はございます。言い換へれば三条適用で送ることのできる事例も少なくございませんでした。併しその場合もできるだけ勸奨をいたしまして、今までは三条を適用しないで参つたわけでございます。で、第二の御質問の点は三条の適用が非常になかなか発動が困難な点があるのではないかと御質問でございます。これにつきましては、三条というものは、「瀬予防上必要ト認ムルトキ」次に「病毒伝播ノ虞アル」患者だけに適用できるといふことになつております。従ひまして、患者ならば必ず三条が適用でき

るといふわけではないのでありまして、そこに病毒伝播の虞ある患者でなければいけないということでございます。従ひましてその判断には相当慎重を要するわけでございまして、そんな点から法の三条の適用というものは、よほど慎重にやらなければいけないのではないかと、その点で今のお話のございました三条の適用でやつてもいい例を勸奨で、お勧めして入れた例はございます。

○山下義信君 そりするともう一遍確認しておきますが、三条が不完全で非常困つたといふ場合があるかどうか。

○参考人(与謝野光君) 不完全とは思いませんけれども、今の病毒伝播の虞れありということに限つておりますので、直ちにその場所ですぐ診断をしないで発動するといふことは非常に困難なでございます。

○榎原孝君 その「病毒伝播ノ虞」については先日厚生省の御見解がございましたのでありますが、あの御見解によれば今東京都の衛生局長のお話と又そこで食い違つておるのですが、それは如何ですか。今東京都の衛生局長が診断が困難だからなか／＼病毒伝播の虞れがあるといふことがわからんとおつしやつたのでありますが、この間厚生省のお話ではたやすくわかると私は思ふ、食い違ひがあるのですが、その点どうですか。

○政府委員(山口正義君) 病毒伝播の虞れある患者と申しますのは、先般お答え申上げましたように、菌を証明するか或いは菌を証明しなくても臨牀的に見まして、菌が存在すると考えられる患者でございます。その際にも申

上げましたように、例えば皮膚粘膜に、肥厚を認める者、或いは神経の萎縮、或いは麻痺だけでありまして、それがかかり広範囲に亘つてゐる者といふことなのでございます。そういう診断は今回の御審議を願つております法律にもございまして、御審議を願つております法の第六条を発動いたしまし

○榎原孝君 もう一つだけ……、この間参議院の裏で陳情しておられるかたを見ますれば、私どもが見ても一見先ほどおつしやりました「病毒伝播ノ虞アルモノ」の患者が多数でございまして、又証明書をお出しになつたものの中にも、菌少量につきといふことがはつきり書いてあるものが数名あるのです。そういうことについて東京都の衛生局長は、それは病毒伝播の虞れがないのだといふことでお考へになつていらつしやるのでございませうか。

○参考人(与謝野光君) お答えいたします。病毒伝播の虞れがあるかないかといふものについては、慎重にやる必要があるといふことを申したのであります。従ひまして健康診断しなければ発見はできないので、ただらい患者がそこを歩いておつた、それをすぐ三条を適用するといふのは、法の精神では「病毒伝播ノ虞アルモノ」といふことですから、健康診断といふものが行われなければ無理ではないか。ですからこのことは申上げませんでしたが、お尋ねございましたからお答えいたしました。尋ねて参りました患者につきま

して村山の専門家の先生方に今回の

出て来た者は、病毒伝播の虞れがあるといふ証明書を書いてくれといふことを私たちが申上げたのであります。それすれば我々としては今すぐに榎原先生のおつしやるように「病毒伝播ノ虞」あるといふ一つの根拠がございましてからすぐできます。これについては村山の先生としては、病毒伝播の虞れある患者といふことは書けないといふわけでありまして、で、病毒伝播の虞れのあつた患者であつたといふ証明書をもらいました。併しこれでも私も先生の苦衷もよく察しましたから、これを使つていたしたいと思つておりました。初めから先般の場合には、法の三条を適用する場合にはいゆる事務局長の勸奨で行かなかつた場合には、私どものほうで余り長くあそこにおることは公衆衛生上よくありませんので発動する、その根拠をいたしましては、病毒伝播の虞れのあつた患者であつたといふ証明書をもらつておりますので、これを使つて考へておりました。

○榎原孝君 それでは当局にもお尋ねしますが、菌少量を証明しておるものが、病毒伝播の虞れがあつたものでございませうか。

○政府委員(山口正義君) 少量でも菌を証明いたしますれば、これは病毒伝播の虞れがあるものとして考えます。

○榎山フク君 只今のお話のことでございませうけれども、浮浪のときだつたら問題は別でございますが、病院に入所しておつてそれが出て行つたといふことに対して、而もそれが外出許可証を持つてなかつた、持たない者が出て行つたといふことが園長がはつきりわかつていながら、それを出て行くことを防止する、とめることができない、

今の法律、施行規則でできないのでございませうか。

それからも一つ、そういう者が出て行つたときに厚生省のほうはおわかりになつていませうが、病院自体その所在地の都道府県知事に病院からすぐに連絡するといふことはしたのでございませうか、どうでございませうか。

○政府委員(曾田長宗君) 患者が外出いたしましたのを防止するといふことは、今日の療養所の地域的な条件及び職員の数といふような点から、實際問題といたしましてこれを防止することができないような状況にございませう。又法的にもこれを防止するはつきりした規定といふものがなく、状況であります。それから或る療養所から出て行きますと東京の全生園に来ておる、行先が違つておるものにつきましては、元の療養所に通知をいたし、その外出を取消して、帰所命令を出し、できるだけ早く戻るように措置を講じ、又こちらにおきましても帰所を勧めるという処置はとつております。

○廣瀬久忠君 今日はこの前御相談申上げたように、これから小委員会を開くことになつておりますので、誠に皆さん御質問もございませうが、それは後の機会に譲つて頂くことにお願いして、この際今日はこれで質問は打ち切りといふふうに願ひたいと思ひますか。

○委員長(堂森芳夫君) 廣瀬委員の動議がありました。御異議ありませんか。

○委員長(堂森芳夫君) 「異議なし」と呼ぶ者あり」それで本日の質疑はこの程度にいたします。

本法案を今回設けられましからい、に  
関する小委員会において審査せしめる  
ことといたしたいと存しますが、御異  
議ございませんか。  
〔異議なし〕と呼ぶ者あり  
○委員長(森森若夫君) 御異議ないも  
のと認めます。  
本日はこれにて散会いたします。  
午後三時十九分散会

七月十日日本委員会に左の事件を付託さ  
れた  
一、歯科医師法の一部を改正する法  
律案(林了君発議)  
歯科医師法の一部を改正する法  
律案(林了君発議)  
歯科医師法(昭和二十三年法律第  
二百二号)の一部を次のように改正  
する。  
第十九条第三項を削る。

この法律は、公布の日から施行する。  
附則  
七月十一日本委員会に左の事件を付託  
された  
一、インターン制度廃止に関する請  
願(第一二六二号)(第一八五七  
号)(第一九二七号)  
一、愛媛県国立立目療養所拡充整備  
に関する請願(第一七二六号)  
一、戦傷病者戦没者遺族等援護法中  
一部改正に関する請願(第一七六  
九号)(第一八五四号)  
一、理容師美容師法改正反対に関す  
る請願(第一七七〇号)  
一、母子福祉総合法制定等に関する  
請願(第一八五五号)  
一、インターン制度の改廃に関する  
請願(第一八五六号)

一、未帰還者留守家族の援護強化に  
関する請願(第一八七四号)(第  
一八七五号)  
一、生活保護法の最低生活基準額引  
上げに関する請願(第一九三八号)  
一、未復員者給与法適用患者に対す  
る生活扶助料支給等の請願(第一  
九三九号)  
一、社会福祉事業金庫設置に関する  
陳情(第一二一三号)

第一六六二号 昭和二十八年六月二  
十六日受理  
インターン制度廃止に関する請願(二  
通)  
請願者 名古屋市瑞穂区田辺通  
リ三ノ一名古屋市立大  
学インターン対策委員  
会内 伊東瑛吉外一名  
紹介議員 長谷部ひろ君

医師法第二章第十一条第一項に規定さ  
れているインターン制度は、本来の制  
定趣旨と異なり単に美辞麗句に終始さ  
れているのみであり、事実は予算の裏  
付けもなく、インターンの身分保障  
もなく、更に散漫的実習内容とも  
インターンの経済的負担を益々増大  
して行く実情にあるため医学教育に対  
する悪影響が極めて大きいから、医学  
教育の充実、改善によつて現行のイン  
ターン制度を廃止されたいとの請願。  
第一七二六号 昭和二十八年六月二  
十七日受理  
愛媛県国立立目療養所拡充整備に関す  
る請願

請願者 愛媛県北宇和郡近永町  
長 川添日和郎外三名  
紹介議員 三橋八次郎君 湯山  
勇君

愛媛県国立立目療養所は、現在入所待  
機患者が多数あるが、諸施設不備のた  
め、これら患者を収容できず、かつ手  
術設備がないため、外科適用患者は他  
の療養所に転送している等患者の療養  
ならびに治療に不便を極めているか  
ら、本年度において手術室の設置およ  
び本館を治療とうに転用するため事務  
上の増築、百床の増床等を図られた  
いとの請願。  
第一七六九号 昭和二十八年六月二  
十九日受理  
戦傷病者戦没者遺族等援護法中一部改  
正に関する請願

現行の戦傷病者戦没者遺族等援護法に  
よると、死亡の原因が恩給法上の公務に  
限定されていることその他子の戦死後  
父または母が婚姻した場合は年金受給  
権が消滅すること等あまりにも不合理  
な点があるから、(一)内地外地を問わず  
また病気の種別の如何を問わず軍務に  
服していた期間に死亡した者および軍  
務に服していた期間に病したことが  
原因で死亡した者は公務死として取り  
扱うこと、(二)父母、祖父母の年齢制限  
を撤廃すること、(三)父または母が婚姻  
した場合でも受給権を与えること、(四)  
妻の再婚解消または養子縁組の解消に  
より再び旧の状態に復帰した妻および  
遺児に受給権を与えること等の実現を  
図るため戦傷病者戦没者遺族等援護法  
を改正せられたいとの請願。  
請願者 愛知県刈谷市大字刈谷  
字新中根五四 三浦富  
右 内門外千二百五十三  
名  
紹介議員 草葉 隆圓君

第一七七〇号 昭和二十八年六月二  
十九日受理  
理容師美容師法改正反対に関する請願  
請願者 東京都中野区田町六四  
内 清水福市  
紹介議員 泉山 三六君  
現行法理容師美容師法は施行以来五箇  
年を経過し、この間すでに五回の改正  
を行ない殊に昭和二十六年六月には大改  
正が行われたにもかかわらず、最近再  
びこれが改正を企図し、通信教育によ  
り現行法第二十一条が暫定的と認める  
徒弟制度の温存を図るようなことは、  
公衆衛生の向上および増進を目的とし  
た本法制定の趣旨に反し延いては理容  
師美容師の資質の低下をきたすおそれ  
が多分にあり、公衆衛生におよぼす影  
響が極めてじん大となるから、本法改  
正には反対であるとの請願。  
第一八五四号 昭和二十八年六月三  
十日受理  
戦傷病者戦没者遺族等援護法中一部改  
正に関する請願  
請願者 名古屋市中区下茶屋町  
五七遺族連合会内 三  
輪常次郎外七百二十名  
紹介議員 草葉 隆圓君 山本  
米治君 青柳 秀夫君  
吉田 萬次君 大谷  
賢雄君 長谷部ひろ  
君

この請願の趣旨は、第一七六九号と同  
じである。  
第一八五五号 昭和二十八年六月三  
十日受理  
母子福祉総合法制定等に関する請願  
請願者 茨城県行内未亡人連盟  
内 稲葉はな  
紹介議員 郡 祐一君  
母子家庭の福祉のため、(一)母子福  
祉総合法をすみやかに制定すること、  
(二)母子福祉資金の貸付金を増額す  
ること、(三)母子家庭の医療費は母  
子健康保険として国庫補助すること、  
(四)国庫補助による母子ホームの設  
立と第二種庶民住宅の増設を図ること、  
(五)母子世帯における耕作権の  
復帰は特に考慮すること、(六)住民  
税の決定にあたり収入十万円以上とあ  
るを二十万円以上とすること等の措置  
を講ぜられたいとの請願。  
第一八五六号 昭和二十八年六月三  
十日受理  
インターン制度の改廃に関する請願  
請願者 札幌市南一条西一七札  
幌医大内学生自治会  
内 内田孝宏

紹介議員 有馬 英二君  
現行のインターン制度は、ほとんど予  
算措置が伴わぬため、実習内容は乏し  
く、身分ならびに生活は何等保障され  
ず、いたずらに医学教育を一年間引き  
のばす結果となつてゐるから、(一)イ  
ンターンの身分ならびに生活保障、  
(二)予算措置の裏付けある実習施設と  
指導の充実等の立法措置を講じ、もしこ  
れが実行不可能の場合は現行インター  
ン制度を廃止せられたいとの請願。  
第一八五七号 昭和二十八年六月三  
十日受理  
インターン制度廃止に関する請願  
請願者 長崎市万屋町二三西川  
方 大津留信外二百二十  
三名  
紹介議員 西岡 ハル君 秋山俊  
一郎君 藤野 繁雄君

現行のインターン制度は、数多くの矛盾と欠陥を露呈し、医学教育に加えるものがなく、いたずらに一年間を引き延ばして医学生の経済的負担をますます重くしているが、医学教育を充実すれば現行インターンの実習内容は卒業までの医学教育に充分繰り込みうるものであるから、現行インターン制度を廃止せられたいとの請願。

第一八七四号 昭和二十八年七月一日受理

未帰還者留守家族の援護強化に関する請願

請願者 新潟県刈羽郡内郷村

宮腰石太郎外三名

紹介議員 西川弥平治君

政府においては、近く未帰還者留守家族援護法案の国会上げを準備中の由であるが、本法案は、形式的援護法にすぎず、到底物心二面の深刻なる苦痛にしん吟する多くの留守家族を救護することは不可能であるから、(一)留守家族援護の基本精神は、あくまで国家補償の原則を確立し、調査究明だけでなく、完全救出に対する国の責任を明確に法文化すること、(二)留守家族の最低生活を保障し、支給の対象範囲を両親全部に拡大すること、(三)現地における死没邦人に対し弔慰金を支給すること、(四)留守家族子弟の育英資金制度を設けること等の措置を講ぜられたいとの請願。

第一八七五号 昭和二十八年七月一日受理

未帰還者留守家族の援護強化に関する請願

請願者 滋賀県栗太郡瀬田町南

大萱 松田はる外一名

紹介議員 村上 義一君

この請願の趣旨は、第一八七四号と同じである。

第一九二七号 昭和二十八年七月一日受理

インターン制度廃止に関する請願

請願者 岡山市南方長泉寺町四

二一 相坂忠一

紹介議員 榊原 亨君

この請願の趣旨は、第一八五七号と同じである。

第一九三八号 昭和二十八年七月一日受理

生活保護法の最低生活基準額引上げに関する請願

請願者 京都府久世郡城陽町内

立京都療養所内 西敏

男外六百八十九名

紹介議員 藤原 道子君

生活保護によつて入院している患者に對しては、身回品費として月額四百五十円の扶助料が支給されているが、これでは、食事の補給、日常生活必需品の購入も困難であるから、長期病床にある多数の入院患者の最低生活維持のため、同費用を月額二千円に引き上げられたいとの請願。

第一九三九号 昭和二十八年七月一日受理

未復員者給与法適用患者に対する生活扶助料支給等の請願

請願者 京都府久世郡城陽町内

立京都療養所内 西敏

男外二千三百一名

紹介議員 藤原 道子君

未復員者給与法適用患者の生活はますます困窮の度を加えており栄養の補給はおろか、日用必需品の購入すらこと欠いている現状であるから、生活費を

月額二千円支給することおよび重症者の附添制限撤廃を図られたいとの請願。

第二一三三号 昭和二十八年六月三十日受理

社会福祉事業金庫設置に関する陳情

陳情者 青森市新町五九社会福祉

法人青森県社会福祉協議

会内 小館貞一

社会福祉事業施設をこのまま放置すると折角これまで築き上げてきた施設は慌慌し崩壊するおそれがあり、一方社会情勢はこれら施設をより多く求めている現状であるから、民生の安定、社会福祉の向上を図るため社会福祉事業金庫を設置せられたいとの陳情。

昭和二十八年八月三日印刷

昭和二十八年八月四日発行

參議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局